

火薬類取締法審査基準

目次

第1	製造関係	-----	1
第2	販売関係	-----	1
第3	貯蔵関係	-----	1
第4	譲渡・譲受関係	-----	8
第5	消費関係	-----	9
第6	廃棄関係	-----	13
第7	その他	-----	13

用語の凡例

法 ----- 火薬類取締法
省令 ---- 火薬類取締法施行規則

第1 製造関係

1 「製造」とは

物理的、化学的な物質の変化を通じて火薬類を作り出すことであり、非火薬類から火薬類を、火薬類から別の火薬類を作り出すことのいずれも含む。また、変形、修理及び分解も製造に該当する。

2 「変形」とは

火薬類の実質に変化を加えない加工をいう。消費現場での小分け等の作業後即時に消費する場合は、消費行為の一環と考えられ製造とは解されない。

3 「修理」とは

火薬類の実質に変化を加える加工をいう。

4 「分解」とは

火工品から内蔵する火薬、爆薬及び組み込まれている火工品を単体として取り出す行為をいう。元の火工品が法の適用除外の指定を受けた火工品であっても同様である。

第2 販売関係

1 「販売所」とは

通常その場所において取引（契約）が成立する所をいい、現品の取扱いの有無又は金銭の受取の有無に関わらない。

2 許可の要否について

- (1) 販売する火薬類の種類を変更するときは、改めて許可が必要である。
- (2) 販売業者が営業所を移転した場合には、旧営業所を廃止し、移転場所において新たに販売営業の許可を受けなければならない。
- (3) 競技用紙雷管のみを扱う販売業者のうち、省令第15条により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の長）が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵することができる量の競技用紙雷管を貯蔵している者が、同一都道府県内（指定都市にあっては同一指定都市内）において販売所の移転のみを行う場合には、省令第81条の14の表第5号に基づき都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の長）に報告すれば足りる。
- (4) 販売業者がその営業所を移転した場合には、同一地番内であっても販売する場所が異なれば、それまでの許可の基礎となるものが変更となることから、旧営業所の販売営業を廃止し、移転場所において販売営業の許可を受けなければならない。なお、市町村合併等により、所在は従前と変わらないものの住所が変更となった場合等は、省令第81条の14第5号の報告をもって足りる。

第3 貯蔵関係

1 「貯蔵」とは

ある程度長期間にわたって一定の場所に停滞させることをいう。鉱山保安法令における一時保管は貯蔵でなく、また運搬途中で運転手の休憩中停止している場合も貯蔵でなく運搬である。

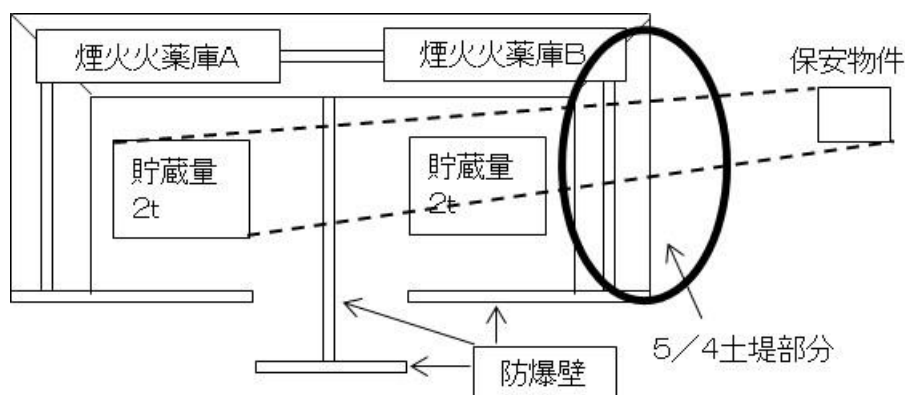
2 火薬庫

(1) 保安距離について

ア 既設火薬庫の保安距離内に新たに保安物件が建設された場合には、当該保安物件が都市計画法に基づくかどうかにかかわらず、その保安物件までの距離に応じるように最大貯蔵量を減少しなければならない。

イ 省令第23条の「保安距離」は原則として水平距離による。

ウ 煙火火薬庫Aと煙火火薬庫Bとで兼用している部分はAとBの間にある防爆壁のみであり、5/4土堤部分は煙火火薬庫Aの土堤とは認められないため、煙火火薬庫Aに対しては省令第23条第3項の規定は適用されない。



エ 省令第23条第4項に定めるがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(ア) 支柱は、十分な強度を有する鉄骨又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート柱とすること。

(イ) 支柱は、防火壁の高さに応じ倒壊を防ぐに足る強度を有する支持具をもって確実に支持すること。

(ウ) 壁体は、強い火炎に対し十分耐える材料を使用し、かつ、支柱間に確実に維持すること。

オ 省令第23条第7項の「専ら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供せられる施設」とは、守衛詰所、管理人住宅、事務所、高圧電線、選炭場、砕石場、専用の軌道及び鉄道、巻上機等がある。

カ 省令第23条第7項の緩和措置は、保安物件が承継後も専ら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設でなければ適用することはできない。

(2) 地上式1級火薬庫の構造等について

ア 省令第24条第14号の「防火のための空地」は、火薬庫に必要とされる設備であることから、火薬庫の所有者又は占有者の管理下にあることが必要である。よって、道路（第4種保安物件である国道・都道府県道を除く）・田畑は、人や車が容易に進入することが可能であり、また、一般の用に供されていることから、火薬庫の所有者又は占有者の管理

下にあるとは言えないため、認められない。

イ 省令第24条第4号の「耐火扉」とは、扉の外面に鉄板を張ったものであって、容易に着火（燃焼）しないようなものをいう。

(3) 2級火薬庫の構造について

省令第26条第1項第1号の「鉄筋コンクリート造，コンクリートブロック造」とは、鉄筋コンクリート造の場合にあっては厚さ10cm以上，コンクリートブロック造の場合にあっては厚さ12cm以上のものをいう。また「これと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造」とは、次に掲げる基本的構造を有していることをいう。

ア 天井裏又は屋根に線径4mm以上，網目が5cm以下の金網を張り，かつ，金網は側面の壁に確実に緊結させる。

イ 側面の壁の外面には，厚さ2mm以上の鉄板を張り，鉄板を継ぐ場合には溶接又は内面ボルト締めとする。

ウ 床の下面には，厚さ2mm以上の鉄板を張ることとするが，側面の壁が地盤面下まであり，基礎と一体となっているときはこの措置は不要である。

エ 扉の取付方法は，外扉から取外しができないように確実に取り付ける。

(4) 避雷設備について

ア 警鳴装置の回路線は「電話線」に該当しないが，「電話線」と同程度に雷電流その他電気配線等からの異常電流の侵入について対策を取る必要があるものであり，避雷導線は警鳴装置の回路線から1m以上離すように努めるものとする。

イ 省令第30条により，避雷装置は告示で定められたもの以外は認められない。ただし，省令第32条のとおり，経済産業大臣が危険のおそれがないと認めた場合に限り，省令第30条の規定にかかわらず，その認めたものをもって基準とすることが可能である。

(5) 土堤について

ア 省令第31条第5号の「土堤の堤脚の土留めは3分の1以下の高さまで」とする規定は，切り通し部分にも適用される。ただし，省令第32条に基づき経済産業大臣が危険のおそれがないと認めた場合はこの限りでない。

イ 省令第31条第7号の「セメントモルタルで被覆」とは，次に掲げる基準に適合するものとする。

(ア) 土堤の頂部から堤脚にかけて全面にセメントモルタルを塗布し，その厚さは5cm程度とすること。

(イ) 亜鉛メッキの菱形金網（日本工業規格G3552）又は，これと同等以上の機能を有する金網を土堤全面に使用し，セメントモルタル層のほぼ中心になるように敷設すること。

(ウ) 被覆のはく離を避けるため，主アンカー（直径16mm以上，長さ600mm以上）を1㎡当たり0.6本以上，副アンカー（直径10mm以上，長さ300mm以上）を1㎡当たり1.2本以上，土堤の面に垂直に打ち込む，又はこれと同等の措置を講じ，金網を固定すること。

(6) 防爆壁について

- ア 防爆壁を鉄筋コンクリート造とする場合は、次に掲げる構造とすること。
- (ア) 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積（断面積が規定又は構造計算による必要断面積をこえる場合にあってはその必要断面積）の1.5%以上とすること。
 - (イ) 鉄筋間隔は200mm以内とすること。
 - (ウ) 鉄筋は縦横に配筋し、かつ、厚さ15cm以上の防爆壁にあっては複筋とすること。
 - (エ) 配置鉄筋のうち縦筋は中間で継がないこと。
 - (オ) 防爆壁の立ち上がり部分は、防爆壁が受圧した際の折損、転倒の防御を十分考慮して設計すること。
 - (カ) コンクリートは十分な強度を有するよう配合比を決定すること。
- イ 防爆壁を補強コンクリート造とする場合は、次に掲げる構造とすること。
- (ア) 鉄筋は縦横に配筋すること。
 - (イ) 鉄筋は縦筋にあってはコンクリートブロックごとに2本以上、横筋にあってはコンクリートブロック2個ごとに1本以上配筋すること。
 - (ウ) ブロック接合用のモルタルには良質のものを使用すること。
 - (エ) 配置鉄筋のうち縦筋は中間で継がないこと。
 - (オ) 防爆壁の立ち上がり部分は防爆壁が受圧した際の折損、転倒の防御を十分考慮して設計すること。
- (7) その他
- ア 作業台のほか技術基準に規定されていない設備の変更については、許可申請の対象ではないため、許可申請書等（レイアウト図を含む。）の記載内容の変更となる場合であっても、許可申請及び届出を必要としない。
- イ 保安検査に合格していない火薬庫を、省令第44条の2第2項の休止の届出をもって保安検査を免除することはできない。
- ウ 2級火薬庫の有効期間は「2年以内又はその間における使用期間内」とする。
- エ 2級火薬庫の使用期間を満了してもなお継続して使用する場合には、使用期間について変更があった旨を記載した報告書を遅滞なく提出しなければならない。なお、設置許可時から2年を超えることはできない。

3 庫外貯蔵場所

(1) 種類及び数量について

- ア 映画製作事業は、省令第15条第1項の表第5号中「その他の事業」に含まれる。映画製作事業に要する煙火（がん具煙火を除く。）は、発煙筒、照明筒、発弾、弾着、砲煙、地雷等の特殊効果用煙火及び打上煙火である。
- イ 省令第15条第1項の表第8号に掲げる者は、火薬類の種類ごとに定められた数量以内であれば、複数の種類の異なる火薬類を貯蔵することが可能である。また、同表に記載されている数量がそれぞれの火薬に対して適用されるものとする。ただし、同表に掲げるその他の火工品の数量について告示された数量を超えて貯蔵できるものではない。

(2) 省令第16条第3号に掲げる構造及び設備の技術上の基準について

- ア 省令第16条第3号本文の「坑道その他建築物以外の施設」とは、コンクリート製の構

築物，ほら穴等が該当する。

イ 省令第16条第3号イの「建築物」とは，土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するものをいい，火薬類の貯蔵専用に使われるものだけでなく，その他の用途と兼用するものも含む。ただし，兼用の場合は兼用部分を含む全体をいう。

ウ 省令第16条第3号イの「建築物の構造」とは，鉄筋コンクリート造りの場合は厚さ10cm以上，コンクリートブロック造りの場合は厚さ12cm以上とする。

エ 省令第16条第3号イの「これと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造」とは，次に掲げるものをいう。

(ア) 天井裏又は屋根に線径4mm以上，網目が5cm以下の金網を張り，かつ，金網は側面の壁に確実に緊結させる。

(イ) 側面の壁の外面には，厚さ2mm以上の鉄板を張り，鉄板を継ぐ場合には溶接又は内面ボルト締めとする。

(ウ) 床の下面には，厚さ2mm以上の鉄板を張る。(側面の壁が地盤面下まであり，かつ，基礎と一体となっているときは不要である。)

オ 省令第16条第3号ロの「これと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るもの」とは，次に掲げるものをいう。

(ア) 厚さ1mm以上の鉄板とコンクリート板によるもので，その厚さが5cm以上のもの。

(イ) 厚さ0.5mmの鉄板2枚の間にコンクリート板をサンドイッチ式に補強したもので，その厚さが5cm以上のもの。

カ 省令第16条第3号ハの「これと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るもの」とは，厚さ2mm以上の鉄板を使用し，側面の壁と確実に緊結させているものをいう。

キ 省令第16条第3号ハの「不燃性物質」とは，金属板，スレート板，瓦，鉄筋コンクリート，コンクリートブロック，石綿板をいう。

ク 省令第16条第3号ニの「板張り」とは，ベニヤ板又は電導性のある合成樹脂板でも差し支えない。

ケ 省令第16条第3号ホの「装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難と認められる場所」とは，当該建築物を管理すべき者が常駐する場所との距離がおおむね40m以上である場所をいう。

コ 省令第16条第3号トの「責任者」とは，必ずしも火薬類取扱保安責任者免状を有する者等でなければならないものではない。「記録させる」とは，代表者がこれらの記録をすることに責任を有している趣旨である。

(3) 省令第16条第3号の2に掲げる構造及び設備の技術上の基準について

ア 省令第16条第3号の2により，火薬類を貯蔵する建築物は次に掲げるものであること。

(ア) 販売業者の販売所（店舗）の敷地内又は近隣の場所であること。

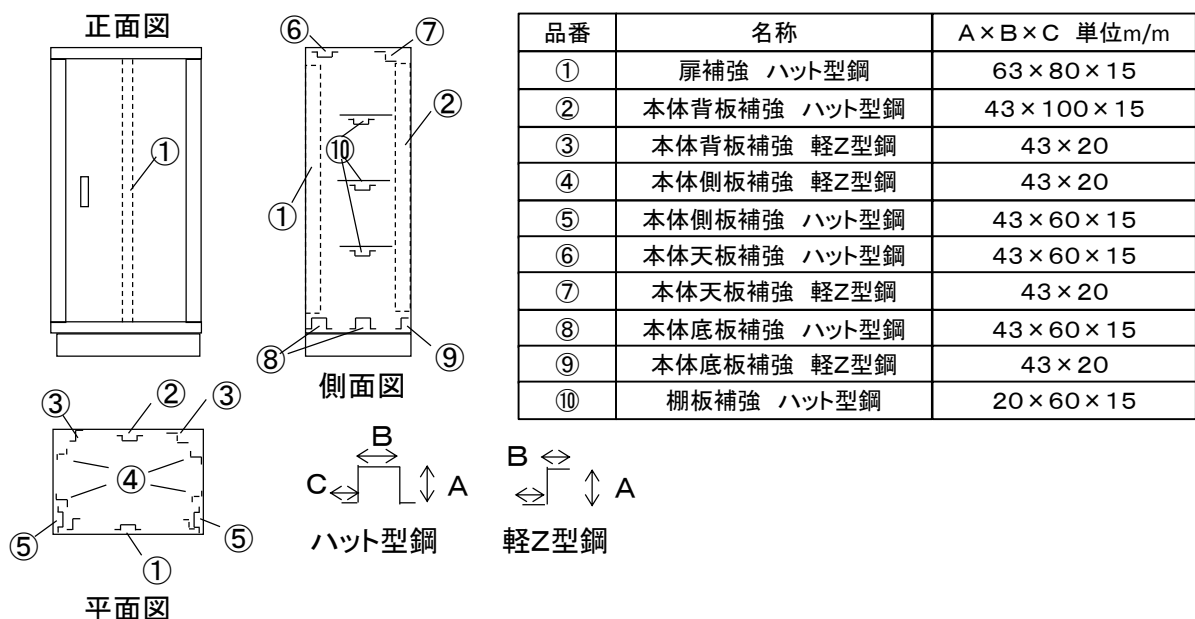
(イ) 排水条件の良い場所又は建築物の周囲に排水溝が設けられていること。

(ウ) 夜間作業のための外部からの照明が設置できること。

イ 省令第16条第3号の2ハの「収納箱」とは，次に掲げるものであること。

(ア) 砂を充填したとき変形しないよう，つなぎ材で補強する等の措置を講じてあること。

- (イ) 転倒防止の適当な措置を講じてあること。
- ウ 省令第16条第3号の2ハ及びニの「砂を密に充填すること」とは、次に掲げるものによること。
- (ア) 充填した砂の低下を監視し、低下した場合には再充填できる措置を講じ、常に砂を密に充填した状態とすること。
- (イ) 収納箱に充填する砂は、できるだけ乾燥した細かい川砂を使用すること。
- (ウ) 砂を充填するときは、収納箱に火薬類が入っていない状態で行うこと。
- エ 省令第16条第3号の2ハ及びヘの「間隔」は、個装容器又は貯蔵箱の中心からの距離とすること。
- (4) 省令第16条第4号に掲げる構造及び設備の技術上の基準について
- ア 省令第16条第4号本文の「設備に収納して建築物に貯蔵する」場合の建築物は、常時人がいる現場事務所又は販売所とし、現場にある寄宿舍等とはしないこと。
- イ 省令第16条第4号本文の「その他堅固な構造を有する設備」とは、容易に破壊できない構造を有する設備をいう。
- ウ 省令第16条第4号ロの「容易に持ち運びができない」とは通常一人で持ち運びができないことをいい、床・壁等に堅固に固定されているものも含む。
- (5) 省令第16条第4号の2に掲げる構造及び設備の技術上の基準について
- ア 省令第16条第4号の2ロの「これと同等程度に盗難を防ぎ得るもの」とは、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り、耐火金庫、耐火書庫等の堅固な構造を有する設備をいう。
- イ 省令第16条第4号の2ロの「適切な補強を施す」とは、次に掲げるものによること。
- (ア) 外壁の接合部は溶接とすること。
- (イ) 外壁の補強は、ハット形鋼又は軽Z形鋼による補強材を使用し、補強を施す位置及び補強材の寸法、板厚は図を標準とする。
- (ウ) 補強材の取付方法は、スポット溶接又はアーク溶接としてもよい。



ウ 省令第16条第4号の2ハの「設備の扉」は、次に掲げるものとする。

- (ア) 扉の鋼板の接合部は溶接とすること。
- (イ) 扉の蝶番は、心棒が容易に切断されず、かつ、抜けないもので、扉自体の荷重に対し十分な強度のものを使用すること。
- (ウ) 蝶番の取付方法は、ビス頭が閉鎖時に外部から見えないように取り付けるか、又は電気溶接によること。
- (エ) ヒンジピン（蝶番の心棒）を使用する場合は、外部から見えない構造とし、ヒンジピンは直径8mm以上の炭素鋼を用いること。
- (オ) 扉には固定ラッチ棒及び可動ラッチ棒を取り付けること。固定ラッチ棒は片側につき上下二箇所とし、可動ラッチ棒は片側につき上下可動2箇所及び左右可動2箇所取り付けること。
- (カ) ラッチ棒は、直径8mm以上の炭素鋼を用い、外部から見えないようにし、受け孔に15mm以上はめ込む構造とすること。

エ 省令第16条第4号の2ニの「内壁に固定する等」の棚の落下を防止する措置は、棚を内壁にビスネジ止め、掛け金止め、又は溶接等により4箇所以上固定するものとする。

オ 省令第16条第4号の2ホの「適当な排気孔」とは、大きさは直径50mmを標準とし、2箇所以上設けることとする。また「耐火性ロッカー等」とは耐火金庫、耐火書庫及びこれに準じるものをいう。

(6) その他

省令第16条第5号の「堅固な設備」とは、木製であっても堅ろうな構造を有するものであれば差し支えない。

4 火薬庫を所有し又は占有しないことの許可について

- (1) 「専ら自己の用に供する」とは、他人と共同に使用することなく、火薬庫の事実上の使用を自己のためにすることをいう。法的形式が所有権に基づいているか賃貸借契約に基づく占有であるかを問わない。
- (2) 既に販売営業の許可を取得している販売業者が、火薬庫を所有又は占有せずに販売事業を行う場合には、法第13条の許可を受けるとともに、再度法第5条の許可を受けることが必要である。

第4 譲渡・譲受関係

1 「譲渡・譲受」とは

所有権が移転する場合をいい、その有償、無償を問わず、また現実の移転行為である「引渡し」とは異なり、概念的なものである。

2 その他

- (1) 火薬類譲受許可において、1の許可で複数の販売所から火薬類を譲り受けることは可能である。
- (2) 不用実包等の所有者が廃棄を製造業者又は販売業者に依頼する場合であって、かつ、当該

依頼に基づく不用実包等の移動（製造業者等が廃棄の依頼を取り次ぐ場合の移動を含む。）について、不用実包等の廃棄を目的とするものであること及び所有権の移転を伴わないものであることが契約書その他の書面により明らかである場合は、譲渡・譲受には該当しない。

- (3) 廃棄を前提とした猟銃用火薬類等については、「けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的」としないため、それらに係る譲受・譲渡の許可については都道府県知事（指定都市にあっては当該指定都市の長）に申請しなければならない。

第5 消費関係

1 無許可消費関係

- (1) 「理化学上の実験」とは、各種の学校、研究所、企業などにおいて物理学上あるいは化学上の研究目的のために行う実験をいう。学術研究、産業利用等の目的のため、実験計画に基づき、仮説を検証するために行うもので、玩弄、犯罪の準備等の行為と区別する。「理化学」とあるが、その応用科学である工学上の実験（爆発成型加工等）も含まれる。
- (2) 「鳥獣の捕獲若しくは駆除」について、両者は火薬類を使用する直接目的がどこにあるかによって区別される。捕獲は、鳥獣を自己の支配下に置こうとし、駆除は、鳥獣を射止めたり追い払ったりすることであるが、多分に特定地区や一定の生活環境に出没する有害鳥獣を追い払うという目的を持つ。「駆逐」は、追い払うことを意味し、捕獲することは含まれないが、単に空砲で追い払うだけに限定されている点で異なる。「駆逐」は「駆除」という概念の一態様である。
- (3) 「射的練習」とは、クレー射撃の場合等をいう。
- (4) 「法令に基づいて消費する場合」とは、警察官の銃弾発射（警察官職務執行法）がある。また、海賊多発海域で警備従事者が小銃を発射する場合（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法）も含まれる。
- (5) 「非常災害の緊急措置」とは、例えば災害が急迫していて、出水のため堤防を爆破して、危険の少ない方に奔流を導く等が考えられる。
- (6) 省令第49条第4号の2の「映画や放送番組の製作」とは、映画、テレビ番組の本番撮影のほかリハーサルも含む。「演劇、音楽その他の芸能の公演」とは、劇場、野外劇場等の舞台と観客席が明確に区分されている専門の施設において行う演劇、演奏、演舞、演芸であって、その主催者が明確に定まっているものをいい、原則として料金を徴収するものに限る。よって、町内会、学校等で開催する演芸会、学芸会などの有志によって開催されるものは、「公演」には含まれない。「スポーツの興行」とは、競技場、競技施設等において行われるスポーツの試合、競技会、大会等でその主催者が明確に定まっているものをいい、原則として料金を徴収するものに限る。よって、町内会、学校等で開催される競技会、運動会などの有志によって開催されるものは「興行」には含まれない。「博覧会その他これに類する催し」とは、博覧会、展示会、展覧会であって、その主催者が明確に定まっているものをいう。
- (7) 省令第49条第4号及び第4号の2の「同一の消費地」とは、煙火の消費によって信号又は観賞の目的を達することのできる範囲を指すものである。

(8) 省令第49条第4号に規定する「信号」とは、煙火の消費そのものが合図などの意思を伝達するものをいい、地盤面に衝撃を与えて振動を起し、弾性波試験による地質調査を目的とするものまで含むものではなく、同条同号の信号の用に供するための煙火の消費には該当しない。よって、当該煙火の消費には都道府県知事（指定都市にあっては当該指定都市の長）の許可を要する。

2 消費全般

- (1) 消費地が2以上の都道府県又は指定都市にわたる場合には、各々別に申請書を提出しなければならない。
- (2) 省令第48条第3項の「危険予防の方法」とは、消費現場に縄を張って作業に必要な者を近づけないこと、発破合図にサイレンを使用すること、飛散物による災害の発生のおそれがある方向で消費現場から一定の距離のところにフェンス等を張って防護すること等の措置をとることをいう。
- (3) 省令第48条第2項の「消費の方法」とは、発破にあっては削孔長、削孔径、装薬量、同時点火数、1日の点火回数等、取扱所、火工所の位置構造等、煙火にあっては煙火置場の位置構造等、打上花火の消費順序等をいう。
- (4) 「火薬類の種類及び数量」、「目的」、「場所」、「日時」及び「危険予防の方法」が変更になった場合は、改めて申請書を提出しなければならない。
- (5) 「種類の変更」とは広義の意味の種類変更であって、法の定義による火薬、爆薬及び火工品（がん具煙火を除く）の3区分間の変更をいい、同一区分内の変更は該当しない。ただし、打上煙火については、同号数間の変更は該当しないが、号数の変更は種類の変更となる。また、数量の変更とは、許可数量より増える場合をいい、減る場合は再許可を要しない。
- (6) 省令第51条第13号の「やむを得ない場合」とは、雷雲が生じた場合、車両等が故障した場合、火災等が発生した場合等に限られている。
- (7) 省令第51条第14号の「やむを得ない場合」とは、2日以上にわたって発破のための準備や発破を行う場合、又は不発、残留による火薬類がその日のうちに回収できない場合等をいう。
- (8) 省令第52条第3項第2号について、鉄筋コンクリート造にあっては厚さ10cm以上、コンクリートブロック造にあっては厚さ12cm以上とすること。
- (9) 省令第52条第3項第4号について、見張人を常時配置している場合であっても、扉にはできるだけ錠を設けるように努めること。
- (10) 「火薬類取扱所」とは、建物だけでなく、建物の周囲に設けられた適当な境界さくの内部を含むものである。
- (11) 「火工所」とは、周囲に設けるさくの内部にある施設及びそれらを設置した場所のみが火工所である。
- (12) 省令第52条第3項第8号の「見やすいところ」とは、建物の内部、入口、境界さく内の空地等いずれであっても差し支えない。
- (13) 省令第52条第3項第12号の「その都度」とは、火薬類の受払い行為ごとである。
- (14) 会社の合併により火薬類の消費の許可を受けている事業者名に変更があった場合は、省令

第81条の14の規定に基づき遅滞なく届け出なければならない。

- (15) 1日に1回だけ発破を行う現場であっても、火薬類取扱所を設けている消費場所については、火薬類取扱所を経由しなければならない。

3 消費（煙火）

- (1) 申請者は、煙火打上業者ではなく、花火大会の主催者であること。
- (2) 省令第56条の4第1項本文で準用する省令第51条第14号の「やむを得ない場合」の解釈には、天候上の原因により煙火の消費を中止し、翌日以降に順延する場合も含まれる。
- (3) 省令第56条の4第3項第2号の措置は、テント等によって日光の直射及び雨露を防ぐとともに、作業が安全に行えるように地盤面が平らであるか又は作業機等を使用することに加え、火の粉等にも耐えるようなものにすることが望ましい。火の粉等に耐えるような材質（例えば木板（合板）、防災シート、鉄板）であり、かつ、火の粉等が煙火置場内に入り込まないことが確実な構造であれば、同項第5号の措置が講じられているものとする。
- (4) 省令第56条の4第4項第1号の「安全な距離」は次の距離を適用している。

ア 打上煙火（スターマインを含む。）

(ア) 垂直打ち

打上煙火の区分	打上地点からの安全距離(1)	打上地点からの安全距離(2)
2号（直径 6cm）	半径 50m以上	—
2.5号（" 7.5cm）	" 80 "	—
3号（" 9cm）	" 80 "	—
4号（" 12cm）	" 100 "	半径200m以上
5号（" 15cm）	" 120 "	" 210 "
6号（" 18cm）	" 200 "	" 250 "
7号（" 21cm）	" 200 "	" 250 "
8号（" 24cm）	" 250 "	" 300 "
10号（" 30cm）	" 300 "	—
15号（" 45cm）	" 350 "	—
20号（" 60cm）	" 400 "	—
スターマイン	スターマインに使用する煙火の各号数に対応する距離	—

備考 煙火の玉がら、仕切紙、焰管、吊紐等に残火の生じるおそれのあるものについては、打上地点からの安全距離(2)をとるものとする。

(イ) 斜め打ち

打上地点と予想落下地点とを結ぶ直線から前(ア)の安全距離を確保するものとする。

なお、予想落下地点は、公益社団法人日本煙火協会作成の算式を参考に定めるものとするが、申請者提出の科学的データに基づく資料によることができるものとする。また、通路、建築物等に対する開発高度については、省令第56条の4第4項第8号の規定に留意するものとする。

イ 仕掛煙火（スターマインを除く。）

- (ア) 棒物及び綱物
仕掛けの高さの2倍の距離（最低10m）
- (イ) 回転するもの
仕掛けの高さの2倍の距離（最低10m）
- (ウ) 炎等を吹き出すもの
炎等が到達しない距離（最低10m）
- (エ) 水中金魚
投込み位置から半径20m

ウ 小型煙火

(ア) 2次開発するもの

2号玉以上の打上煙火が含まれるものについては、含まれる打上煙火の最も大きい号数に対応する安全距離を確保するものとする。ただし、扇形に打ち上げるものについては、斜め打ちの安全距離を確保するものとする。

その他のものについては、2号玉の安全距離を確保するものとする。ただし、扇形に打ち上げ、飛散距離が50mを超える場合は、個別に安全距離及び安全対策を検討するものとする。

(イ) 2次開発しないもの

炎等を吹き出すものについては、炎等が到達しない距離（最低10m）を確保するものとする。

その他のもの（乱玉、星等の放出物を内筒に入れて打ち上げる筒物など）については、2号玉の安全距離を確保するものとする。ただし、扇形に打ち上げ、飛散距離が50mを超える場合は、個別に安全距離及び安全対策を検討するものとする。

- (5) 省令第56条の4第4項第2号の「強風」とは、おおむね樹木の大枝が動く程度の風（風速10数m以上）をいう。また、「その他の天候上の原因」とは、強風に限らず、火災警報発令下の場合や大雨等の場合であって、保安上支障がある場合をいい、次に掲げるもの等が該当する。

ア 災害、事故の防止の観点から危険のおそれがあると認めたとき。

イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。

ウ 河川の増水等により、消費場所が冠水するおそれがあるとき。

- (6) 省令第56条の4第4項第7号の「火の粉により点火しないよう必要な措置」とは、各打上筒の筒口にキャップ等を取り付け、又はシート等により覆いをする等、火の粉等の進入を防止する措置を講じたものである。

- (7) 省令第56条の4第4項第8号は、仕掛煙火の裏打ちに行われる乱玉、星、噴水又は打上煙火の曲導のように上昇途中の発火、発煙、曳光等は含まない。

- (8) 省令第56条の4第4項第11号の防護措置及び安全対策は次に掲げる表のとおりとする。

球状煙火 玉の直径	打上筒からの離隔距離			
	5m未満	5m以上 10m未満	10m以上 20m未満	20m以上
3cm超 15cm 以下 (5号玉)	2mm厚ポリカ又 は畳床	ヘルメット着用等		その他の 安全対策
21cm以下 (7号玉)	4mm厚ポリカ又 は畳床	2mm厚ポリカ又 は畳床		
24cm以下 (8号玉)	28mm厚ポリカ 又は畳床7枚又 は鋼板8.1mm	4mm厚ポリカ又 は畳床	2mm厚ポリカ又は 畳床	
30cm以下 (10号玉)		8mm厚ポリカ又 は畳床2枚又は 2.3mm鋼板	5.9mm厚ポリカ又 は畳床2枚又は1.7 mm鋼板	
60cm以下 (20号玉)		不可	16mm厚ポリカ又は 畳床4枚又は4.6m m鋼板	
60cm超				

■ … 防護措置 □ … 安全対策

(9) 防護措置の大きさは人がかがみ隠れる程度の大きさ以上とする。

(10) がん具煙火を動物駆逐に用いる場合は、「煙火の消費」に該当する。

第6 廃棄関係

廃棄許可申請書の記載事項中、火薬類の種類及び数量、廃棄の方法、場所、日時、廃棄を指揮する者の氏名及び危険予防の方法を変更しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、種類の変更とは広義の意味の種類変更であって、法の定義による火薬、爆薬及び火工品（がん具煙火を除く。）の3区分間の変更をいい、同一区分内の変更（ダイナマイトを硝安爆薬に変更する等。）は該当しない。数量の変更についても、減る場合については改めて許可を受ける必要はない。

第7 その他

1 火薬類に該当するか

がん具煙火を数個連結させた製品の法令上の取扱いについて、省令第1条の5のがん具煙火に該当するかどうかの判断を行う場合、1つの製品に含まれる火薬量の総計で判断する。最初から物理的に一体となって販売される場合は、一体となった製品の火薬量の総量が省令の火薬量を超えるか否かで判断する。

2 保安物件

省令第1条に規定する保安物件の定義は限定列举であり、特別養護老人ホームは家屋に該当する。収容人員が普通規模の家屋おおむね10軒分以上（おおむね50人以上）の場合は第2

種保安物件（村落の家屋相当），100軒分以上（おおむね500人以上）に相当する場合には，第1種保安物件（市街地の家屋）に該当する。

3 「理化学上の実験」とは

火薬類の理化学上の実験とみなす範囲は，法第2条に定める火薬類の製造（第4条）及び消費（第25条）に係る理化学上の実験（例えばニトログリセリン・TNTの合成）として明白なもののほか，推進的（例えばロケットの推進実験）又は爆発的（例えば火山の爆発実験）用途に供することを目的として可燃（硫黄，木粉，ケイ素鉄，アルミニウム，でん粉，木炭等），酸素供給剤（硝酸カリウム（硝石），硝酸ナトリウム（チリ硝石），過塩素アンモニウム，塩素酸カリウム，過塩素酸カリウム，硝酸バリウム等）及び鋭感剤（ニトログリセリン，ニトロセルロース，トリニトロトルエン，色火剤等）等となる薬剤を混合し，その効果を評価（検討）しようとする一連の実験行為をいう。

4 「所持」とは

所持とは，客観的に事実上の支配が認められる状態をいう。